

沼津市立救護施設設置条例

昭和 56 年3月 27 日

条例第 11 号

改正 平成 14 年3月 28 日条例第 11 号 平成 17 年 10 月5日条例第 36 号

沼津市立救護施設設置条例(昭和 39 年条例第 20 号)の全部を次のように改正する。

(設置)

第1条 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 40 条の規定により、救護施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 救護施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 沼津市立高尾園

位置 沼津市足高字尾上 156 番地の1

(定員)

第3条 沼津市立高尾園(以下「高尾園」という。)の定員は、80 人とする。

(損害賠償)

第4条 高尾園の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、高尾園の管理を指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第6条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された書類により、次に掲げる要件について審査し、高尾園の設置目的を達成するために最もふさわしいと認めるものを、指定管理者として指定するものとする。

- (1) 高尾園の利用に関し、平等性が確保できること。
- (2) 高尾園の効果的な管理を実現できること。
- (3) 事業計画に基づく管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 入所者の生活扶助の実施に関する業務
- (2) 高尾園の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定等の告示)

第8条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和 56 年4月1日から施行する。

付 則(平成 14 年3月 28 日条例第 11 号)

この条例は、平成 14 年4月1日から施行する。

付 則(平成 17 年 10 月5日条例第 36 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の沼津市立救護施設設置条例第4条の規定によりその管理を委託されている沼津市立高尾園の管理については、この条例による改正後の沼津市立 救護施設設置条例第5条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。